

(名取5/21、広瀬5/28後援会・保護者会配布資料4関係)

平成23年8月29日

事務連絡

学生・保護者各位

仙台高等専門学校長
内田 龍 男

仙台高専震災義援金の配分について（重要なお知らせ）

この度の東日本大震災で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

仙台高専では、この度の震災により被災された皆様への支援の一助とすることを目的として、義援金を募っておりました。この度、被災された学生への奨学的支援として、見学旅行積立金、体育大会等参加費、インターンシップ参加費、進学及び就職活動等旅費、通学費等への一助として、申請に基づき3万円を本校からお渡しすることとなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、義援金の配分手続きを行いますので、ご希望される場合は、下記Ⅰ及びⅡにご留意の上、別紙「仙台高専震災義援金配分申請書」に、必要な事項を記入し、9月8日(木)までに、学生課(名取キャンパス)又は学務課(広瀬キャンパス)へご提出願います。

なお、申請件数が多数の場合は、より困窮度が高いと判断された学生からの配分となりますことを予めご了承願います。

被災された皆様には、お手数をおかけして大変申し訳ございませんが、よろしくお願い致します。

また、本校においては引き続き被災された皆様へ具体的支援方策を検討しており、決定次第にお知らせいたします。

記

Ⅰ. 申請書について

該当する被災状況(複数の場合は、該当する事項全て)の数字を○印で囲んでください。また、1～3以外の被災については、「申立書」(書式は任意)に簡潔にその状況を記載してください。

Ⅱ. 被災証明書等について

1. 住居の被災・・・「罹災証明書」

2. 福島原子力発電所事故による避難・・・「震災時の住所と避難先住所」

3. 親類等に係る被災

・死 亡・・・「死亡診断書(今回の震災との因果関係が分かる場合)」又は「県警発表の犠牲者名簿」若しくは「新聞記事」

・行方不明・・・「捜索願(写)」又は「県警発表の犠牲者名簿」若しくは「新聞記事」

・入 院・・・「診断書」又は「診療報酬請求書」

・失 業 等・・・「自宅待機の通知書」又は「辞令」若しくは「被災した建物(跡地)の写真」

4. その他の被災・・・震災と被災事実との因果関係が分かるもの

※被災証明書等は当該書類の写しも可です。また、原本を授業料免除申請書などに添付し提出済みの場合は、その旨を申請書に記載願います。

なお、記載方法等ご不明な場合や被災証明書等を提出することが困難な場合は、学生課(名取キャンパス)又は学務課(広瀬キャンパス)までお問い合わせください。